

地震災害シナリオ（鳥取県沖合（F55）断層の地震・冬の18時に発生）

●：災害状況、予想される事象等 ●：市の活動 ○：県、関係機関、消防団、自主防災組織、事業所等の活動

		被害拡大期					
		10分後～ (午後6時10分)	1時間後～ (午後7時)	3時間後～ (午後9時)	6時間後～ (午後12時)	12時間後～ (翌日午前6時)	
地震、津波の状況		地震発生直後～ (午後6時)	10分後～ (午後6時10分)	1時間後～ (午後7時)	3時間後～ (午後9時)	6時間後～ (午後12時)	12時間後～ (翌日午前6時)
		●冬の平日18時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1規模の地震が発生 ●松江市では震度8の揺れを観測 ●地震発生6分後に津波第1波が到達 ●大津波警報発表			●最大震度5弱～6強の余震が発生		
建物被害	建築崩壊	●揺れによる建物崩壊が発生(積雪の影響により被害が拡大) ●全壊8,835棟、半壊18,604棟			●余震や積雪により、被害が進行する		
	液状化	●公道・中道・市道を中心に広い範囲で液状化が発生 ●全壊157棟、半壊346棟					
	斜面崩壊	●市内各地で急傾斜地崩壊及び地すべりが発生 ●全壊104棟、半壊243棟			●余震や積雪・降雪等とともに急傾斜地崩壊や地すべりが発生		
	津波	●津波による被害が発生 ●全壊9棟、半壊222棟、床上浸水420棟、床下浸水878棟	●777の出水があり、そのうち30件が床上	●床上30件のうち22件が消防機関や自主防災組織の活動により、消火あるいは自然鎮火、8件が延焼	●消防機関による消火を継続するが、さらに延焼	●消防機関による消火を継続するが、さらに延焼 ●6時間後の全棟棟数は1,643棟	●気象条件や消火活動支障等により延焼する可能性 ●12時間後の全棟棟数は1,945棟
	津波火災	●津波により御家屋、車庫、ガスボンベ、屋外タンクなどが打ち寄せられて出火し、火災が発生 ●津波によって危険物が流出し、火災が発生 ●港湾、漁港では停泊している船舶から津波により火災発生			●建物等に燃え移り、延焼が拡大 ●出火した瓦礫が燃えたとみ津波に乗って漂流し、延焼が拡大 ●山間部では山林に燃え移り延焼拡大 ●津波によって消防設備が被害を受け消火が困難		
災害廃棄物発生		●全壊した建物を中心に廃棄物が発生					
インフラ	ライフライン	●配管390箇所が被災し、地震発生1日後には30,230世帯で断水 ●延長19kmで被害が発生し、4,169人に影響 ●電線により電柱の倒壊・変圧発生、119本の電柱被害が発生し、1,535回線不通 ●100本の電柱被害が発生し、7,934世帯停電 ●下水道の汚染処理に被害発生し、汚染処理 ●マインスターで停止、家庭用34件、養蚕・農業・工業用3件で汚染被害発生	●県内市町村の被害情報収集 ●災害対策本部の設置	●県内の応接要請(消防、警察、自衛隊、海上保安庁等) ●物資確保・供給拠点開設準備 ●被災市町村への職員派遣 ●ライフライン、交通機関の被害情報収集	●ライフライン断絶による生活支障が発生 ●災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ●ライフライン復旧要員及び資機材の不足		
	交通	●緊急輸送道路の橋梁は大規模損傷が1箇所発生し、通行止め箇所が発生 ●港湾6箇所、漁港7箇所の岸壁で被害が発生 ●駅道は被害がないが、点検のため一時運休又は地震発生当日は運休、沿岸地域の路線は津波警報・注意報が解除されるまで運休		●細街路の閉塞による応急活動に支障 ●大規模被害による道路閉塞及び自動車による避難者増加により、大規模な交通渋滞が発生 ●迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ			
	人的被害	●死者合計：死者244人、負傷者1,854人(建物倒壊：死者123人、負傷者1,487人、急傾斜地崩壊：死者4人、負傷者52人、家具転倒：死者2人、負傷者24人、ブロッコ等倒壊：死者0人、負傷者7人、津波：死者31人) ●建物倒壊の下水となり、自立脱出困難者が多く発生			●要救助者が多数発生したことに伴い、救助活動が遅れる		
被災者	避難者	●松江市内では、緊急避難により、避難所に人が殺到 ●避難所の被災や避難時の混乱による二次被害発生			●避難所へ避難する住民が増える ●避難所開設時に混乱が発生 ●物資必要量は、食料1,475食/日、飲料水243トン/日、毛布78,986枚(1人2枚)必要となる ●避難所におけるベトの問題 ●仮設トイレが437基必要となる		
	災害時要配慮者	●災害時要配慮者の安否確認や避難支援者が必要			●在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足 ●災害時要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所を確保することが困難		
	帰宅困難者対策	●鉄道停止により、松江・出雲・雲南地区で帰宅困難者が多数発生 ●主要駅周辺に多くの帰宅困難者が発生する			●鉄道の運休決定により、帰宅困難者が駅周辺避難所に移動	●翌日鉄道が運行再開し、帰宅困難者が帰宅し始める	
鳥取県の活動(鳥取県災害対策本部)		○職員非常参集開始 ○確定被害情報収集	○県内市町村の被害情報収集 ○災害対策本部の設置	○県内の応接要請(消防、警察、自衛隊、海上保安庁等) ○物資確保・供給拠点開設準備 ○被災市町村への職員派遣 ○ライフライン、交通機関の被害情報収集	○応接部隊の配分を検討 ○関係機関へ応接要請 ○救援物資確保、後方搬送の準備 ○輸送手段の確保	○追加の応接部隊を検討 ○孤立地区への輸送検討	○救出活動に関する調整 ○孤立地区への救援部隊投入、活動調整始まる ○県防災ヘリによる情報収集開始
松江市の活動(松江市長官舎対策本部)							
活動体制の確立		●災害対策本部の設置 ●職員の非常参集開始	●職員の非常参集開始 ●各課の従事可能者による各課活動体制調整 ●1人1人の職員は急集不能	●災害対策本部会議の開催(当面随時、早朝に定例化) ●情報収集・整理、並びに活動の基本方針確立 ●応接要請 ●災害現場活動の実施	●災害対策本部会議の開催 ●救出活動に関する調整 ○孤立地区への救援部隊投入、活動調整始まる ○県防災ヘリによる情報収集開始		
第1節	応急活動体制	p93					
第2節	災害情報の収集・伝達	p109	●情報管理体制の確立 ●異動連絡、津波警報の受信	●被害情報の収集・報告(即報・速報レベル) ●夜間、ライフライン障害のため、被害の全容は確認できず	●職員の見回りや住民の通報により、少しでも被害状況を把握する		
第3節	災害広報	p115		●総合的な災害広報体制の確立 ●一般広報の実施(被害情報、避難情報等の提供)			
第4節	広域応援体制	p118	●応援要請の必要性の判断(消防、県、協定締結自治体及び関係機関等)		●応援要請の実施		●応援の受け入れ準備、実施
第5節	自衛隊の災害派遣体制	p121		●応援要請の必要性の判断			●応援の受け入れ準備、実施
第6節	海上保安庁への応援協力体制	p126		●応援要請の必要性の判断			●応援の受け入れ準備、実施
第7節	災害救助法の適用	p127				●災害救助法の適用見込みの判断	●被害の認定(被災世帯数の判定) ●災害救助法の適用申請
避難活動							
第8節	避難活動	p130	●避難所及び一時避難所の開設準備 ●避難所等又は指示の発令、伝達 ●避難誘導	●避難所情報の収集と避難所の開設指示 ●避難所への職員の派遣 ●避難所の開設 ●避難所の安全確認と二次災害の防止 ●避難者収容スペース及び連絡手段の確保	●避難者の受け入れと誘導 ●避難状況の報告等	●避難者が多く、人数、名簿の正確な把握が困難	
第28節	帰宅困難者対策	p193					●帰宅困難者の支援体制確立 ●一時避難所への避難 ●帰宅支援活動の実施
消火、救急・救助、医療							
第9節	消防活動	p140	●消防団員の招集 ●消防体制の確立 ●郊外では消防車が来ない箇所発生	●119番回線投到、繋がらず ○消防団の活動開始、負傷者の応急措置、安全な場所へ搬送実施 ○自主防災組織、事業所等が安否確認、救出活動を開始するが夜間のため遅延	●救急・救助、搬送活動の実施 ○警察と消防の現場活動の調整		
第10節	救急・救助活動	p142	●消防団員の招集 ●消防体制の確立	○消防団の活動開始、負傷者の応急措置、安全な場所へ搬送実施 ○自主防災組織、事業所等が安否確認、救出活動を開始するが夜間のため遅延	●救急・救助、搬送活動の実施 ○警察と消防の現場活動の調整	●救急、救助活動がピーク	
第11節	医療救護	p144	●医療機関の被害状況の把握 ○入院患者の避難、病床確保	○消防が医療機関へ負傷者を搬送 ●救急搬送の派遣要請 ●救護班の編成、受け入れ及び救護所の設置	●後方医療活動の実施 ●負傷者が医療機関に投到	●患者を災害拠点病院へ搬送 ●医療救護活動状況の把握と地域医療体制への移行	
交通確保、輸送							
第12節	警備活動	p146		○警戒区域の指定 ●道路被災状況の調査、情報収集・整理	●交通規制の実施(必要に応じ放置車両の撤去、警察車両の先導、運転者への措置命令等の実施) ●障害物を除去する道路、港湾の検討	●障害物除去作業及び応急補修工事の実施 ●除去障害物の処分	●県防災ヘリを活用した救出救助活動、救急患者搬送、対策活動人員、救援物資輸送の実施
第13節	交通確保、規制	p148					
第14節	緊急輸送	p153		●保有車両の被害状況の確認	●保有車両による災害対策本部人員・応急活動用資機材の輸送 ●被害箇所が狭い場合、夜間であること等により急集困難が困難	●津波収束後、海路利用の可能性確認 ●到着した物資を集積場所から避難所等へ配達	
二次災害防止、施設・住宅等の復旧							
第15節	浸水対策	p157	●水防体制の確立 ●水防警報等の受信・伝達 ●水位・雨量等の観測 ●水防活動の実施 ●被害状況の把握・通報、警戒監視				○危険箇所住民の避難開始
第16節	土砂災害対策	p158	●被害状況の把握 ●被害状況の把握・通報、警戒監視				○危険箇所住民の避難開始
第17節	施設等の応急対策	p159	●○上下水道、ガス、電力、電話関係の職員非常参集一全員は参集できず	●応急措置の実施 ●災害急応急体制の確立 ●被害箇所が多い場合、夜間であること等により急集困難が困難		○応急復旧計画の検討、策定 ○協力会社等に連絡し作業要員を確保	○医療機関等の優先復旧箇所の応急復旧
第26節	住宅確保及び応急対策	p189			●建物の被害情報の調査 ●住宅を失った住民に関する情報収集		●応急危険度判定の準備
第27節	農林漁業関係被害の拡大防止	p191					●被害状況の把握
救援活動							
第18節	要配慮者の安全確保	p166			●高齢者、障がい者の緊急支援(福祉施設等での受入れ)		●要配慮者の救助・誘導及び安否確認
第19節	孤立地区対策	p169	●孤立地区が発生		●孤立地区の把握		●物資供給・救助活動の実施 ●交通の確保 ●ライフライン断絶への対応
第20節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	p170	●応急活動体制の確立 ●被害情報の収集	●保有車両による人員・資機材の輸送 ●備蓄が少ない地区では不足発生	●輸送機関、協定締結先等へ輸送手段派遣を要請		●応急給水の開始
第21節	災害ボランティアの受け入れ、支援	p178					
第22節	文教対策	p179					
保健衛生・防疫・遗体対応、廃棄物の処理							
第23節	廃棄物の処理	p183					
第24節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	p185					
第25節	遺体の捜索、収容及び処理・火葬	p187					

●：災害状況、予想される事象等 ○：市の活動 ○：県、関係機関、消防団、自主防災組織、事業所等の活動

		災害経緯期			復旧・復興期		
		24時間後(1日後)～ (翌日午後6時)	48時間後(2日後)～	72時間後(3日後)～	1週間後～	2週間後～	1ヶ月後～ ～数年後
地震、津波の状況		・余震が頻発 ・津波警報・注意報の解除			・余震が次第に減少		
建物被害	建築物壊						
	液状化						
	斜面崩壊						
	津波						
	火災	・さらに延焼し、24時間後の全焼棟数は2,151棟 ・その後、鎮火			・電力の復旧により、通電火災が発生するおそれ		
津波火災			・平野部では鎮火 ・山間部では山林火災が広がり、鎮火まで長時間を要する				
災害廃棄物発生		・建物の片付けを開始し、廃棄物の増加 ・発生した廃棄物処理するための輸送力、収容力の確保が必要 ・可燃物215千トン、不燃物936千トン発生					
インフラ	ライフライン	・上下水道 ・下水道			・上下水道の復旧作業が概ね完了		・下水道の復旧作業が概ね完了
	通信			・通信回線の復旧が概ね完了			
	電力				・電力の復旧が概ね完了		
	都市ガス						・都市ガスの復旧作業が概ね完了
	LPGガス						
交通			・各需要家において安全確認次第復旧	・一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化	・緊急輸送道路が概ね復旧 ・陸路遮断箇所への道路が復旧		・徐々に交通基盤が復旧
人的被害		・大災により、死者84人、負傷者284人発生 ・気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する ・負傷者多数だが、各医療圏域内で対応可能					
被災者	避難者	・避難者が39,495人に達し、避難者数がピークになる ・親戚等を頼り、21,322人が帰郷 ・長やランドセル、避難所以外の施設に避難している人も多数		○生活環境の悪化が深刻化 ○入浴施設の不足 ○ライフラインの復旧とともに避難者が徐々に減少	・1週間後の避難者は37,362人 ・1週間後の帰郷者は20,118人 ・こころのケアを要する ・避難所生活者の一部に廃用性症候群発症		・1か月後の避難者は22,301人と依然として多い ・1か月後の帰郷者は12,008人 ・仮設住宅や公営住宅等への移動 ・自宅の修理完了により帰宅 ・長期にわたってPTSDへのケアを要する
	災害時要配慮者	・遺棄患者等内部確保が困難な者への医療対応の難航 ・災害時要配慮者の避難所での生活における負担大 ・福祉避難所の不足					・高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化 ・生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される
	帰宅困難者対策						
島根県の活動(島根県災害対策本部)		○他県からの応援人員受け入れ ○輸送機材等の調達、運賃 ○建設機械等の調達		○積雪や降雨による河川、斜面等の二次災害への警戒	○災害復旧体制の整備		
松江市の活動(松江市災害対策本部)							
活動体制の確立							
第1節	応急活動体制	p83	●災害対策本部会議の開催 ・ボランティアの受け入れの混乱 ・応急復旧委員の到着	●災害対策本部会議の開催	●災害対策本部会議の開催 ・ボランティアの活動が軌道に乗る	●体制見直し(復旧活動に移行) ・被災者個人へのケア体制の整備	●災害対策本部廃止、災害復旧本部設置
第2節	災害情報の収集・伝達	p109	●被害情報の収集・報告(詳細レベル) ●被害情報の定期的な報告(詳細レベル)				
第3節	災害広報	p115	●一般広報の継続及び相談窓口の開設(生活支援情報、ライフラインの復旧予定時期等)				
第4節	広域応援体制	p118					(応援要員の撤収)
第5節	自衛隊の災害派遣体制	p121					(応援要員の撤収)
第6節	海上保安庁への応援協力体制	p126					(応援要員の撤収)
第7節	災害救助法の適用	p127	○災害救助法の適用 ○災害救助法に基づく活動展開				
避難活動							
第8節	避難活動	p130	●他避難所への振り分け ●他避難所への移動	●避難所運営委員会の設置 ●避難所管理体制の確立	●避難者名簿の作成 ●備蓄物資の確認と配分方針の決定及び不足物資の要求 ●備蓄・救援物資の受領・保管・配給(自主運営体制への移行)		●避難所への撤収の働きかけ ●避難所閉鎖後の非常業務体制の準備(避難所の閉鎖)
第28節	帰宅困難者対策	p193					
消火、救急・救助、医療							
第9節	消防活動	p140	・延焼火災がほぼ鎮火				
第10節	救急・救助活動	p142	○救助活動を次第に収束、遺体捜索に切り替え ・埋没者の約50%が救助				
第11節	医療救護	p144		○避難所や要配慮者世帯の巡回診療開始			
交通確保、輸送							
第12節	警備活動	p146					
第13節	交通確保、規制	p148					(工事の完了及び交通の開放)
第14節	緊急輸送	p153		●ボランティアとの連携による救援物資配送体制の確立			
二次災害防止、施設・住宅等の復旧							
第15節	浸水対策	p157					○住宅にかかると砂障害物の除去
第16節	土砂災害対策	p158					
第17節	施設等の応急対策	p159	○復旧作業箇所及び手段の調整	●応急復旧工事の実施			
第26節	住宅確保及び応急対策	p189	●応急危険度判定の実施 ●被災者世帯調査の実施体制の確立	●被災状況及び応急住宅需要の把握 ●応急住宅の確保戸数の決定 ●被災者世帯調査の実施 ●仮設住宅の確保	●応急仮設住宅の建設 ●市営住宅等の空き家の確保及び提供 ●仮設住宅の確保	●応急仮設住宅の建設 ●入居者資格の決定、入居者の決定	●応急仮設住宅の管理・保全(応急仮設住宅の処分)
第27節	農林漁業関係被害の拡大防止	p191	●関係機関への被害状況報告	○応急復旧の実施			
救援活動							
第18節	要配慮者の安全確保	p166	●要配慮者データベースの作成	●福祉避難所、社会福祉施設等への移送	●巡回相談チームの組織と避難所への派遣 ●市営・仮設住宅等における接遇の		
第19節	孤立地区対策	p169		●孤立解消、地区外への避難完了			
第20節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	p170		●救援物資を集積場所から避難所等へ配送	●救援物資の配送		
第21節	災害ボランティアの受け入れ、支援	p178	●災害ボランティアセンターの設置準備 ●災害ボランティアセンターの設置 ●地区活動拠点の設置 ●災害ボランティアの受け入れ、配属				(撤収後の対応)
第22節	文教対策	p179	●文教施設の危険度判定				
保健衛生・防疫・遺体対応、廃棄物の処理							
第23節	廃棄物の処理	p180	●廃棄物収集・運搬体制の確立 ●土壌処理の基本方針策定	●廃棄物・尿の処理実施 ●仮設トイレの設置 ●被災動物への措置 ●保健活動の実施	●被災建築物の除去に係る特別措置の適用 ●保健師等の巡回健康診断		
第24節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	p182	●保健衛生、防疫活動の実施 ●入浴施設の確保・開放	●被災者の心身不調への対応 ●PTSDへのケア実施			
第25節	遺体の捜索、収容及び埋葬・火葬	p184	●行方不明者の捜索	●遺体収容所の開設 ●遺体の搬送・安置	●遺体の火葬 ●遺体の仮埋葬		